

法令及び判例

(12/10)

A.- 法令

1.- DUPLICATA(商業手形)について - Lei n.^o 5474/1968 - (その1)

1.1.- はじめに

ブラジルの代表的な信用手形(TÍTULO DE CRÉDITO)には、LETRA DE CAMBIO(為替手形), NOTA PROMISSÓRIA(約束手形)と DUPLICATA(商業手形=以下手形と呼ぶ)があるが、DUPLICATAが一番多く発行され、金融取引等へ広く使用されている手形と言える。

当国の商取引(商品やサービスの売買)には、売手側は租税徵収(IPI=工業製品税; ICMS=商品流通税; ISS サービス税等)を目的とした書類、NOTA FISCALを発行する義務がある。

商品の販売者は購入者向けの NOTA FISCAL を発行し、購入者へ商品と NOTA FISCAL を手渡し、商品受取書(ASSINATURA NO CANHOTO DA N. FISCAL)にサインをとり、商品の納入を立証出来る。

同様にサービスの提供が終了した時点でサービスを受けた者へ NOTA FISCAL DE PRESTAÇÃO DE SERVIÇOS を発行手渡し、サービスの受取書(前記 CANHOTO)にサインをとりサービスの納入が完結する。

従来、商品やサービスの提供者は販売納入後に FATURA(INVOICE= 請求書)と DUPLICATA(手形)を発行していたが、今日では NOTA FISCAL/FATURAと一緒に発行し、購入者へ手渡ししている。

販売者は商品やサービスの納入完了により、売価金額(CRÉDITO)の請求権を持つが、この債権(CREDITO)は FATURA のコピーである DUPLICATA が法的に有効な手形となる。

DUPLICATAに関する規則は軍事政権下に発布された、上記 1968 年の法令(Lei n.^o 5.474)であるが、その後、部分的な改正や追加された後、現在も DUPLICATA 法とし存続している。

DUPLICATA は分割支払いの場合一枚だけ発行し、分割支払い金額の明細を記載するか、又は、複数の DUPLICATA を発行できるが、各分割金額の DUPLICATA には、a,b, c.....とアルファベット番号を記載する必要がある。(Art. 2º § 3º)

販売者が与えた、無条件の割引(DESCONTO INCONDICIONAL)は FATURA/DUPLICATA の総額から差し引き、DUPLICATAには購入者が債務として認める 純価格(VALOR LÍQUIDO)を記載する。

DUPLICATA に記載される項目は、DUPLICATA の名称と番号、発行日、FATURA 番号、支払日、販売者と購入者の名称と本籍、価格（数字と文言の表示）、支払い場所（PRAÇA DE PAGAMENTO）,指図文句（CLAUSULA À ORDEM），購入者が債務を確認し手形の決済を約束し引受（ACEITE CAMBIAL）を声明するサイン、発行者のサインとなっている。（Art. 2º § 1º）

従来、発行された DUPLICATA は、購入者/債務者の承認（ACEITE）を受けた後、発行元に保管され、支払日に購入者へ DUPLICATA を表示し、決済を請求し、支払いの際に、DUPLICATA の裏に受取り確認のサインをし、DUPLICATA を購入者/債務決済者へ手渡すが一般であった。

しかし、今日では、DUPLICATA の多くが購入者/債務者の承認（ACEITE）のない手形であり、銀行割引(DESCONTO DE DUPLICATAS)、借入金の保証抵当手形(EMPRESTIMO COM CAUÇÃO DE TÍTULO DE CRÉDITO) 或いは銀行取立 (COBRANÇA SIMPLES) として、金融機関から購入者/債務者へ支払い請求(DUPLICATA/BOLETO BANCÁRIO)が提示されるのが普通となっている。

購入者/債務者は期日に指定された銀行へ支払いし、DUPLICATA や BOLETO BANCARIO へ決済証明(AUTENTICAÇÃO MECÂNICA)を受取る方式、或いは債権者の銀行口座へ直接預託し事務処理しているケースが多く、必ずしも、手形(DUPLICATA)の裏に受取証明書をとる又は個別の領収書を受取っていないのが実態といえる。

DUPLICATA は信用手形であり発行人/債権者が手形の裏にサイン(ENDOSSO)することにより手形の所有権が移転する。手形の所有権移転には無記名方式(ENDOSSO EM BRANCO), 新債権者名を記載する方式(ENDOSSO EM PRETO)の 2 方式があり、手形の保証(AVAL)の制定は、手形の裏に保証人(AVALISTA)のサインを受け取れば保証付き手形となる。

DUPLICATA を銀行で割引する際は手形の裏に 2 回サインを要求されるが、第 1 のサインは手形の譲渡を意味する ENDOSSO であり、第 2 のサインは購入者/債務者が期日に手形の決済をしない場合、保証人 (AVALISTA) として手形の決済を保証する意味である。

DUPLICATA の ENDOSSO により、手形を所持する債権者は、手形が期日に債務者が決済しなかった場合、債務決済の連帶責任者である手形の発行人、手形の譲渡者 (ENDOSSANTE) 及び保証人へ対し支払い請求或いは強制取立てを申請できる。

DUPLICATA の時効は次の通り。

- a.- 債務者とその保証人へは — 手形の支払期日から 3 年; — b.-
手形の譲渡者とその保証人へは — 手形の未決済立証(PROTESTO)から 1 年; c.- その他の連帶責任者へは — 手形の決済日から 1 年

